

関西医療学園 新型コロナウイルス対応等貸付金 募集要領

〔関西医療学園専門学校用〕

このたびの新型コロナウイルス感染拡大に伴い本学園が実施している遠隔授業の受講に際し、パソコン等のモバイル機器類の購入や通信環境の整備等のため緊急に資金が必要な方に対して、下記の要領で貸付を行います。

記

1. 申込時期 令和2年6月1日 ～ 令和2年12月末日
2. 対 象 者 本学園の設置する学校に在籍する学生・生徒及び大学院生
3. 貸付金額 学生・生徒等一人あたり20万円を上限に1万円単位(無利子)
[先着順対応とさせていただきます。]
4. 返済方法 本学園卒業後、1年以内まで学園の指定する口座へ振り込みで返済いただきます。退学の場合は、退学時に返済いただきます。
5. 提出書類 (1)申請書類(指定様式)
(2)借用書(指定様式)
6. 提出方法 関係書類を添えて、持参または郵送で提出してください。
7. そ の 他 貸付金は、提出書類に不備がなければ、書類提出後、1週間程度で指定の口座に振り込みます。
8. 申 込 先 東洋医療学科・東洋医療鍼灸学科・柔道整復学科…本館事務室(学務課)
理学療法学科…別館事務室(学務課)
〒558-0011 大阪市住吉区茱田 6-18-13
TEL 06-6699-2222(代)

以上

関西医療学園 新型コロナウイルス対応等貸付金申請書

No.専 20-

年 月 日

学校法人 関西医療学園 殿

以下のとおり貸付をお願いします。

願 出 人	学籍番号		フリガナ		印
(本 人)			氏 名		
	現 住 所	〒 -		Tel (携帯) - - Tel (自宅) - -	
貸与希望額	円				
貸与希望の理由	遠隔授業の受講に必要となる、 ☐ 機器等（パソコン、プリンタ、ルータ）の購入費用 ☐ 通信環境の整備等（インターネット回線工事や通信料、プロバイダ契約）の費用 ☐ その他（具体的に ） （いずれかに☑してください）				
振込先情報 ※ゆうちょ銀行の場合は、下段に記載、その他の金融機関は、上段に記載してください。	金融機関・支店名	銀行 信用金庫 農協 支店 営業所 出張所			
	金融機関コード				店舗コード
	口 座 番 号	普通			
	ゆうちょ銀行	記号			
	番号				

※記入は、必ず自署してください。

【学園記入欄】

標記願い出について、貸付を決定する。

年 月 日

関西医療学園

総務部長	事務室長	学務課長	学務係

関西医療学園 新型コロナウイルス対応等貸付金借用書

借用金額 金 _____ 円

(借用期間 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日)

私は、関西医療学園 新型コロナウイルス対応等貸付金として、上記の金額を借用いたします。
つきましては、裏面に記載した約定を遵守し、遅滞なく返済することを誓約します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

学校法人 関西医療学園 殿

借用者

学生番号 _____

ふりがな
氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日生

住 所 〒 _____

電話番号 _____ — _____

私は、借用者と連帯して借用金の返済債務を負います。

連帯保証人

ふりがな
氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日生

借用人との続柄 _____

住 所 〒 _____

電話番号 _____ — _____

※印鑑は、シャチハタ不可です。

以下において、「法人」とは学校法人関西医療学園を、「本校」とは関西医療学園専門学校を、「本人」とは、表面記載の借入者本人をいう。

【貸付利率・対象経費】

第1 貸付金の貸付利率は無利子とします。

第2 貸付金の対象経費は、本校が実施している遠隔授業の受講に際して令和2年2月1日以降に発生したパソコン等のモバイル機器類の購入や通信環境の整備等に要する緊急資金とします。

【貸付方法】

第3 貸付金は、貸付金額を一括で交付します。

第4 貸付金の交付は、借入者が指定する銀行口座に振込により行います。ただし口座の名義は借入者本人とします。

【貸付決定の取消】

第5 次のいずれかに該当するときは、貸付決定を取り消すことがあります。

- (1) 貸付けの申請につき、偽りその他の不正があったとき。
- (2) 本校学則に基づき、訓告又は停学の処分を受けたとき。
- (3) 退学又は除籍により、本校の学籍を失ったとき。

【返還方法】

第6 貸付金の返還は、本校を卒業後1年以内まで又は退学の場合は、退学時に原則として法人が指定した預金口座に、口座振込の方法により行うこととします。この場合において、当該振込に要する手数料は、本人が負担するものとします。

第7 この借入書に記載した期日前に全部あるいは一部を繰り上げて返還(以下「繰上返還」といいます。)する場合は、繰上返還を希望する一週間前までに文書又は電話で法人に連絡してください。

第8 返還期日を過ぎても返還がない場合は、延滞金を課すこととします。延滞金は滞納金額に年率10.0%を乗じた額とします。

第9 次のいずれかに該当するときは、法人が指定する日までに全額を返還するものとします。

- (1) 借入者について破産又は民事再生の申し立てがなされたとき。
- (2) 借入者が他の債務について差押え又は仮差押えを受けたとき。
- (3) 第5の規定により貸付決定が取り消されたとき。

【返還の免除】

第10 返還が免除されることがあるのは、本人が次のいずれかに該当する場合とします。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき。

第11 返還の猶予を受けようとするときは、所定の様式で法人に申し出て、その承認を得なければならないこととします。

【その他手続等】

第12 次のいずれかに該当するときは、その事由の発生した日の翌日から起算して30日以内に、所定の様式により法人に届け出ることとします。

- (1) 本人の氏名、住所、電話番号等に変更があったとき。
- (2) 連帯保証人の氏名、住所、電話番号又は職業等に変更があったとき。